

○伊藤頭道君　この問題については、もう五年前の三十四年十二月に、当時の赤城防衛庁長官が当内閣委員会で私の質問に対して、その三十四年十二月のことばとして、おそくも明春三月までには返還できるようにいたしました。そういう意味の回答をされておるわけです。それから通算すると、もう五年を経過しておるわけです、まださっぱり返還が実現されていない、これは

りを受けてもおおことばの返しようがないわけでございますが、赤城長官當時に、もうすでにそういうような答弁、引き続き歴代長官も御確約を申し上げて今日に至っておるわけでございますが、そういう点では申しわけないわけでございますが、事務当局といたしましては、鋭意この問題に取組んでおるわけでございますが、やはりいろいろと遊水池周辺にも事情がございますので、いますぐ――すでに何年かになるわけでございますが、押し切るのもどうかということで、できるだけ円満に話し合いをつけるというようなことのようにございますので、そういうことで非常におくれております。一日も早くそのいろいろな問題の整理をいたしまして御意思に沿いたいという考え方は、今日も変わっておらない、なおかつその問題にそれぞれ、日夜ということではございませんけれども、ほとんど、現長官になりましたも、何とかやりたい、一昨日もすでにこういう問題も当委員会等で御質問もあろうかというところで、どうしようかというようなことも相談もいたし、長官もかなり決意をして、近いうちにまたそれぞれの関係大臣等とも話し合いを進めて結論を出したいというように、目下非公式でございますが、私たち仲間の間でそういう話もいたしておるような実情でございます。

○伊藤親道君 赤城防衛庁長官は、三十四年十二月、いま申し上げたような確約を国会の場で話されておるわけです。それと相次いで江崎長官も、翌年

うわけでございますが、何と申しまして、やはり新しい地を求めるためには、御承知のたうに、その地域の住民にでき得る限り十分納得さして、円満に候補地に指定いたしたい、かように考えますために、非常に時間をおくらしおるわけでございますして、同様、国会に対してはまことに申しわけないわけでございますが、そういう実情でございますので御了解を願いたいと、かように考えるわけでございます。

る物資投下訓練というわけで、非常に危険千万。しがつて、国土も狭いし、人口密度も高い日本の国内には、物資投下訓練をやる場所は、山の中へでも持っていかなければ、なかなか容易じゃない、こういうことがいえると思ふんです。いまでも代替地の問題で突き当たっておるのかどうか、その点を伺いたい。

○政府委員（井原岸高君）　そうでございます。代替地の問題で行き詰まっています。

て、やはり現在では、渡良瀬川が最有力であって、あれ以外にちよつとかわり地を見つけれないというような状況に至っておるわけでございます。

○伊藤顕道君 太田大泉の射撃場上空でも、かつてあの誤投事件は、三回もジェット機が落つこつたり、あるときは、線り返されたわけです。あるときは、ジェット機が落つこつたり、あるときは電気通信機が落つこつたり、ドラムかんが落つこつたりして、その一部が校舎の屋根を貫いたというような、幸

見ますと、七月から十一月までは十回、一月に十日ないし十五日使用しております。その他の月は若干落ちていくわけですが、年間を通算いたしまして百八日間使用されている。月平均にいたしますと、一カ月に九日、一日に大型機あるいは小型機が一機ないし五機くらい出動しているというふうな状況でございます。

○伊藤道雄 少なくとも昨年の暮れから正月にかけては、どういう状況になっていきますか、最近では。

○政府委員(鈴木昇君) 十二月には九日使用いたしております。一月の数字はまだ報告を受けておりません。

○伊藤道雄 訓練が実施されたとしても、言いわけ的に二機、二機飛ぶ程度で、ほとんど編隊の訓練などが行なわれていないのが実情です。ほとんどやっていないで、たまたま国会で私などが委員会を質問すると、その翌日、言いわけ的に訓練が行なわれている、こういうのが従来の実例である。今日ここでもまた質問していただきます。あしたあたりまたおそらく訓練が一、二時間行なわれる、あしたはもう間違いなく訓練があると思う。従来の例からそういうことが言えるわけですから、そういうことを繰り返してきたわけです。したがって、あまり必要性がないというところは、はっきりここで言えると思う。あんまり必要性がない、言いわけ的にやっている、こういうところがある。ところが、一方地元の大田大泉地区にとっては先ほど申し上げておられるように、首都圏整備法に基づいて工業用地として、相当予算をかけて計画を立てて、大工場の誘致などにたいしてPRをしたわけです。ところが、

さっぱり返還が実現しないので、大工場はみんなほかの地区へ逃げてしまつて、はかり知れない物心両面にわたる損害を受けているのが現状です。地元にとっては、もう一刻も早く返還を要求したい。しかも五十万坪以上にわたる広大なあの飛行場が放置されたまま、ほとんど深い眠りにおちいつているような実情です。ときどき一機、二機、言いわけ的に飛ぶ程度で、ほとんど五十万坪の土地が屈辱しているわけですから、一方、地元では、いま繰り返して申し上げておるように、一刻も早く返還を要求している、県でも早期返還を満場一致の決議で要求している、こういう実情です。このまま、この五十万坪にもわたる土地を眠らしておくことは、国家経済からいっても、わめて不経済であるし、また、この問題をこのままにしておくことは、日米間のいわゆる国民感情の上からも非常にまずいと思う。しかも、一國の責任ある大臣が国会の場で五年も前に公約している、こういう問題をいまだにそのまま放置されていることは、きわめて遺憾だと思ふ。この際、一大決意で早期に解決する義務と責任があろうと思う。政務次官、どうですか。

○政府委員(井原岸高君) お説のとおりでございます。歴代長官がお約束したことは事実でございます。また、引き続いてわれわれの責任もきわめて大きなものがあることはもつともでございます。長官とも十分打ち合はして、先生のおことは等々も伝えまして、十二分に責任をもって善処できるように努力いたしたい、かように考えております。

○伊藤道雄 日米合同委員会施設委員会は、従来、隔週ごとに持たれておるといふことですが、現在どうなっておりますか。

○政府委員(鈴木昇君) 現在も隔週の火曜日を定例の会議日にしております。

○伊藤道雄 この施設委員会で、施設庁長官は当然日本側の代表として出席しておられるわけですが、長官は就任以来、一体、この返還問題についてどのように発言してこられたのか。隔週の火曜に持たれておられるわけですから、相当回数重ねて持たれておられると思う。その順を追うて詳細、具体的に御説明願いたいと思ふ。

○政府委員(小野裕君) ただいま施設部長が申し上げましたように、隔週一週おきの火曜日に、大体二時間前後、会合いたしております。毎回、全国各地の案件につきまして、五件ないし十件ぐらゐのことについていろいろ相談をし、あるいは決定しておられるわけでございます。重要なものは合同委員会にさらにかけるわけでございます。正式の議題としては、私、昨年八月に施設庁長官に就任いたしましたから、正式の議題としてこの問題を提起いたしましたことはございませんが、その正式議題外におきまして、いろいろ懸案事項について話し合いをしておられるわけでございます。申し上げるまでもなく、この大田大泉については、こちらから返還要求はすでに正式に出ておられるわけでございます。これに対して、代替地があればするということになって、代地地なしに無条件で返せということ

についての正式要求はまだ出してないのでございますが、ただ、私どもとして、非公式の会談として、そういう点についても一度考えられないかという点についての提言をいたしております。また、他の候補地等も一応先方は検討済みでございますが、まあ条件が十分でないということになっておりますけれども、それでも、ただいま先生がおっしゃいましたように、狭い国土で適地をさがすということは非常に困難であります。多少条件が悪くても、他の場所でも再考できないかというふうなことにして申し入れをいたしました。まあ、ただいまの段階では、いずれの点についても困る、ぜひ代替地をお願いしたい、こういうふうな先方からは、正式の文書ではございませんけれども、会談をいたしましてそういう話を、はっきり覚えさせないけれども、二、三回そんなような話のやりとりをいたしましたことがございます。

○伊藤道雄 これは大事な問題を正式の議題としたこともないというのは、了解しがたい。堂々と正式の議題として当然要求すべきである。正式の議題としなければ問題にならぬわけですが、ただ、ついでに二、三話が非公式に出た、そういうことじゃ、この問題は解決しないと思うのです。なぜ、正式の議題として堂々と要求しないのか。この点は非常に熱意のないことを証明しておる。そういうことじゃ、なかなか解決しないと思う。たまたま、ときどき国会で問題になると、そういうときに、ちょっとあれやこれや言いわけ的なことをいままでも繰り返してき

た。しかし、繰り返して私が申し上げるように、五年も前に一國の大臣が国会の場で公約をしておるのだから、この題の解決のために真剣に取り組まないうことは、無責任きわまる、五年も経過しておる、こういうことは、他にあまり類例がないわけですから、五年も同じ問題をこの委員会を追及しているというのに、いまだに解決していない。そういうことだと、正式の議題ともしないで、ただ非公式にときどき話し合う、そういうことじゃ解決しないと思う。しかも、この施設委員会自体も、米軍側のほうで優先的に優先に立つて運営しておるんじゃないか、あくまでも追従的な交渉を重ねておるんじゃないか、そうしか考えられぬわけですから、いやくも大臣が公約したのだから、これは当然実現しなければならぬ。事情については、もう先ほどからその骨組みについては、順を追つて、大体どういふ性格の基地であるかというところは、はっきり把握できたのですが、いままでのような、正式の議題ともしないで、ただ非公式に二、三話し合ったこともあるという程度では解決しないと思う。これは防衛庁長官にお伺いしたいと思うのですが、残念ながらいけませんので、まず政務次官、どうですか、この点は、この点を、ただこの態度で今後も続けるのか。先ほど来の責任を痛感するならば、ここでひとつ一大決意をしていただかないと、問題はますます解決から遠ざかると思うのです。ただ通り一べんの答弁でなくて、腹を据えて御答弁いただきたい。

○政府委員(井原岸高君) 長官の答弁がちょっと悪いようでございますが、正式にあるいは非公式にとか言っておりましたが、施設のことについての話

し合ひでございますから、これは正式でなければならぬわけでございますが、しかし、まあ、当方といたしましては、米軍の言いますようなふうな訓練を継続しなければならぬというふうなことは、やはりわがほうから見ましても、やむにやまれないことである。回数も非常に少ないことでありますから、できればやめてもらいたいのでございますが、技術的な点から検討いたしましたも、たとえ一部の部隊で残っておりますので、訓練を継続しなければならぬということは、これはやむを得ないことでございます。したがって、この問題の解決がつかない、かように考えるわけでございます。それが、何回も申し上げるようでございますが、代替地の問題がなかなか現在まで話し合ひがつかない。そういうことで、お約束したことが、しかも、この国会の場で公約いたしましたことが実現いたさないということにつきましては、政府の責任であることは私も痛感いたす次第でございます。さりとて、きょうここで何月何日までこの問題を解決するということをお答え申し上げればいいでございますけれども、何と申ししてもやはりまだ調整に時間がかかるのでございまして、いましばらく時間をかしていただきまして、誠意をもって現長官、また、私もお約束いたしました以上、この問題の解決のできるようなふうに最大の努力をいたして、それによって現実にお認めいただく以外にない、かように考えるわけでございます。

○伊藤道雄 代替地に関係なく要求する腹はありませんか。と申しますのは、先ほどの説明で、調布の第五空軍基地から百キロ以内とかそういう条件があるわけでも、平たん地という条件はないわけでもない。日本の国は平たん地にはたいがい人間が住んでいる、平たん地で人間の住んでいないところは、ない。ということになると、人間の住んでいる頭上で物資投下訓練などやられたら、それは太田大泉は先ほど来申し上げたように、三回も誤投事件が繰り返されている、藤岡に持っていても農民が住んでいる、どこへ持っていても日本の狭い平たん地には人間が住んでいるということをお前提にしなければならぬ。人間の住んでいる頭上で誤投事件が行なわれたのは日本人としてははなはだ迷惑です。それでも米軍の利益のためなら日本人はそういう危険は忍ばねばならぬ、という理由はどこにあるかと言いたいのがわれわれの立場です。そういうことになると、代替地ということをしたのでは、日本ではどこへいっても適当な代替地はない、こんな狭い国土の中でそんな物資投下訓練をやらないで、アメリカ本土に帰れば幾らでも投下訓練の適地が控えておるわけですから、そういうことになるわけでは。したがって、無理な訓練をさせないよう、代替地と関係なく早期に、五年間かかえておる太田大泉飛行場を早急に返還すべき時期が到来しておる、しかもアメリカはドル防衛の立場から海外の基地を縮小整理しようという、そういう機運にある今日の機会、いまこそ絶好の機会だと思ふ。したがって、代替地に関係なく、新たな決意で、対等の立場で、ひとつ早急に正式に議題として要求すべきであると思ふ。このことに関

する防衛庁としての決意はどうですか。○政府委員(井原高君) 平たん地でなければならぬということでありまして、山間部を使うということがございますれば、ますます気流も非常に悪いわけでございます。物を落とすだけの訓練ならば別でございますが、パラシュートでやはりアメリカ軍が降下するわけでございます。万一のことがございまして、やはり向こうとして人命に関する問題でございます。また、国土を防衛いたしますためには、アメリカと協力して防衛に当たっておるわが国といたしましては、そういう無理なことを言つて本國に帰つてお前ら勝手に訓練して出てきてくれというようなことにもまいらないわけでございます。そういう意味で、どうしても代替地を見つけて米軍をここで訓練さすという方針はおそらく現長官の考え方も変わらない、かように考えるわけでございます。

○伊藤道雄 平たん地という条件をあげれば先ほど申し上げたように、平たん地には必ず人間が住んでいる、平たん地に人間の住んでいない土地は日本の国内にはないわけでは。そういうところでは相当な広さの太田大泉の土地を基地として使うということになれば、相当危険が伴うわけでは。アメリカ誤投事件は二度と繰り返さないというわけで、太田大泉に限定しても三回も繰り返している。しかもジープが落ちたり、電気通信機が落ちたり、その一部はまたまた校舎の屋根を貫いておるけれども、幸いに被害はなかつた。人畜には幸いなかつた。アメリカ

が保証したってそれは保証にならぬ。誤投事件を繰り返さない、そのつど繰り返さないということを声明しておるにもかかわらず、太田大泉地区に限定してもこれは三回も繰り返されたわけでは。短期間に三回も繰り返されて、しかもこれは全国的な視野で見ると、各地に米軍の誤投事件はあけるにいとまがないくらい繰り返されていく。アメリカの保証は何ら保証にならぬ、口だけの保証では。したがって、そういう危険な誤投事件を伴う物資投下訓練などは、人間の住んでいる頭上で行なうべきではないと人道上の立場から、対等の立場でどうしてそういうことが要求できないのか。アメリカの利益だけを考へて、日本の国民の被害、迷惑ということを頭に置かないでというならば話は別である。やはり国民の利益、不利益ということも考えなければいかぬ。こういう建前からいふと、代替地を云々しておつたのは太田大泉は解決しない。そういうふうにおつた。どこへ持っていくか、栃木にある藤岡でも、現に県民が反対している。どこへ持っていくか、頭上で物資投下をやれば必ず反対する。これは永久に解決しない問題だ。そういう前提に立つたならば、代替地があつたら太田大泉は返還するということは、言葉をかえていへば、これは永久に解決しないということになる。そういうことにもなるわけでは。したがってこの際、何はともあれ、防衛庁の責任者が相次いで期日を明確にしてまで返還を公約しておるわけでは、しかも国会の場で、それが五年もたつて

いまだに解決しない。同じような答弁を繰り返しておる。同じような態度で同じような交渉を繰り返しておる限りこの問題は解決しないわけでは。だからこの機会に、絶好の機会だから、先ほど言った情勢を考えたら絶好の機会だから、この際代替地に関係なく、まず太田大泉を返還させ、代替地についてはその後じっくり考えなくてはならない。訓練所としては考えられない。先ほど言ったように、ほとんど使用されてないわけでは。訓練されても一回か二回ちょこちょこやっておる。い、ただ言いわけ的に訓練しておる。地元ではそう見ている。それほどあまり必要はないところで、地元にとつては先ほど来申し上げているように、きわめて重要な五十万坪の広大な工業用地として控えている。しかも現に大工場の誘致などが失敗してなかなか実現しないから、大工場はみな他県に逃げてしまふ。工場誘致も金もなくて整備したところで迎へることができない、計画も挫折しておる、というふうな、物心両面にわたり損害を現在受けつつある。こういう緊迫した情勢をもあわせ考へて、この際一大決意をもって対等の立場で、こういうことがなせ要求できないのか、こういうことを要求しておるわけでは。

○政府委員(小野裕君) ただいまお尋ねの、代替地なしで返させることはできないか、そういう交渉をなぜ強力にやらないかという点でございますが、先ほど私申し上げましたが、言葉が足りなかつたのでございまして、日本側といたしましては、当初条件なしに返すようにという申し入れをして、それが生きておるわけでは。それに対して

先方は、代替地があれば移つてもよろしい、こういう回答を受けた。ですからいづれともまだ日米間においては合意がないわけ。ただいまの段階におきまして、私もとしては、適当な代替地があるならば先方の希望を入れて代替地を提供して、太田大泉を返還させるという事は一つの方法であるというふうに従来考えてまいたわけでありました。しかし、先ほど申し上げましたように、私非公式にと申し上げましたのは、ことばがいわば不正確でございます。あらためてもう一度文書で無条件返還という事は出してないわけでありました。そういう意味で、従来出ておりますその趣旨によって、代替地なしでいかぬかという事について折衝を繰り返しておる。先ほど非公式にと申し上げたのは、こういう意味で、文書によつてもう一度あらためてという意味ではないという意味で申し上げたいのでございますから、やはり正式の交渉はしておるわけでありました。

それで、その感じといたしましては、非常に困難な感じになっておるわけでございます。そこで、代替地の問題になるわけでございますが、代替地につきまして、これはおしかりをいただくかもしれませんが、私も非常に地元の皆さんには御迷惑をかけておることを考えております。また早くしかるべきところに移せば移したいと考えておるわけでありまして、候補地として、先ほど御指摘になりました渡良瀬川遊水池でございますが、この遊水池につきましては、いまお話がございましたような事情がございすけれども、私どもの希望と申しますか、感

じと申しますか、現在あの遊水池はこれから大規模な水防計画、治水計画ができるわけでありまして、あの全面積が約一千万坪でございます。私もお願いをすれば、そのうちの五十万坪をお願いしたい。この地域は、申すまでもなく、遊水池でございます。洪水の調整池でございますから、出水の場合には水がつくという事も考えられる地域でございます。一般に居住なさるような土地ではない。そういう意味において、まあその周辺については心配がないとは申されませんが、しかしながら、その地点については、そういうふうに使わせていただくならば、日本側として、まあ被害と申しますか、危険と申しますか、そういうものが最も少ない地点ではなからうか。こういうことから、地元の協力が得られますならば、そういうところへ移すことはできないものかということがかねてから考えられてきた問題でございます。まして、なお検討中の問題でございます。

先ほど申し上げましたことは、ことが足りなかつたようなことがあると同時に、ただいまのような考え方で申し上げたわけでございます。○伊藤道雄君 それでは、最後に強く要望申し上げておきますが、以上申し上げたことでよくおわかりでしょうが、大体この問題は三十四年以来的課題であること、赤城、江崎両長官をはじめ、後任の各長官が期日を明確にして返還を国会の場で公約されておることに、この飛行場での米軍側の訓練にはあまり有効に使用されていけないこと、しかし、逆に地元にとってはきわめて重要な工業用地として着々予算をか

け、整備されておるけれども、返還が実現しないために物心両面にわたるはかり知れない損害を現在受けつつあること、また、アメリカのドル防衛の立場から、アメリカ側では海外基地を整備しつつある段階であること、こういうような点を要約すれば、この機会こそ代替地に関係なく早期返還を要求する絶好の機会であると思うので、政務次官には、ひとつ長官にこの旨を即刻よく伝えて善処方を緊急にはかるように善処してもらいたい。また、施設庁長官は、当面の責任者として、この日米合同委員会施設委員会において、正式の議題として、日本の立場をよく向こうに強調して、要は、早急に実現をはかってもらいたい、こういうことを強く要望して私の質問を終わります。

○政府委員(井原岸高君) 内輪の話でございますが、防衛庁長官のことばをもつて言わせますれば、あればいいというふうな程度では困る、それから回数も非常に少ないのだから、この際、代替地の問題はさることながら、やめるようなことを一応米軍と話し合ひをしようということ、内輪でございますが、きょうは先生の格段のいろいろな事情を承りまして申し上げなければならぬのでございますが、どちらにいたしまして、そういう考え方を防衛庁長官は述べておるわけでございます。すので、本日の先生の御質問を十分に話しまして、何らかの善処をいたすようなふうに取り計らいたいと考えております。

と私の意見を述べておきたいと思ひます。先ほどから聞いておられますと、政務次官は、大臣もたぶんそういうお考えだろうと思うという調子なんです、大事な答弁について……。それからもう一つは、帰ってから大臣に十分話をしておき、最後の締めくくりに問題についてお同様に、帰って至急大臣にこの委員会における質疑の内容についてのお話を申し上げて善処するということ御答弁。まあ質問するほうの側にも、十分大臣にお話をし早急に善処をしろという質問がありましてから、その点についてはもう同罪といえる点もなくはないと思うのですが、しかし、本来は国会における質疑応答というものは、憲法なり、内閣法なり、あるいは国会法に基づいて、本来案件の提案権というものはこれは総理大臣しかないとはい明かです。ただ答弁する場合に、内閣法に基づいて、それぞれの所管事項に限ってはその担当大臣が、各大臣が総理大臣の代理として答弁できるといふたてまえです。そういう意味からいけば、委員会における審議というものは、本来はその全責任を持った総理大臣がしゅちゅう出てきてもらうことが一番望ましいのだけれども、そういうわけにもいかないし、まあ所管事項については、担当大臣が完全に代理をして答弁できるといふたてまえの上に立っておる。ところが、忙しいという理由、他に仕事があるという理由なんか藉口して、政務次官だとか、あるいはその他の政府委員から往々国会に出て答弁するということ、法的にも、慣行上からも、認められてずっと国会の委員会が行なわれて

きています。そういう点からいけば、委員会に出席して答弁する政務次官は、完全に大臣の答弁と同じように責任を持った答弁をしなければならぬし、帰ってから大臣に話をすると、大臣の考えもたぶんそうだろうという答弁は国会としては認めるわけにはいけません。実際上、またきょうの質疑応答の内容についても、こゝではっきりした責任を持った答弁ができないのです。帰って連絡するとか、大臣も同じ考えであらうと思うというふうな間延びのした、もう一回委員会を開かなければならないような傾向さえ生じてきておる。もし今後もうこういう答弁の内容なり、きょうのような審議の状態がしゅちゅう繰り返されるとしたならば、われわれとしては、政務次官が代理で出てくる場合には、委員会としては質疑をしてもむだだということになる。どうしても結論として必ず大臣出てこいということになつてしまふわけですから、そういうことのないように、政務次官も今後委員会に出席される場合には、さっきのような答弁の態度について十分反省をして今後善処されるように、私は政務次官に要求しておきます。

それから、同時に、委員長におかれども、そういう委員会に出席する大臣もしくは政務次官等の代理の場合、初めから十分本人たちに注意をしていただきたい。これが私の委員会の進行上、その審議の内容についての注文でございますから、ひとつお聞き及び願いたいと思ひます。政務次官いいですか。

○政府委員(井原岸高君) どうも申し上げておきます。どうも私の何か

七

「自然公園審議会」

厚生大臣の諮問に依りて、国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査審議すること。」を削り、

「薬剤師試験審議会」

厚生大臣の諮問に依りて、薬剤師国家試験に関する重要事項を調査審議し、及び薬剤師国家試験に関する事務をつかさどること。」

「薬剤師試験審議会」

厚生大臣の諮問に依りて、薬剤師国家試験に関する重要事項を調査審議し、及び薬剤師国家試験に関する事務をつかさどること。」

自然公園審議会

厚生大臣の諮問に依りて、国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査すること。」に

改める。

第三十八条の表中「四九、五二〇人」を「四九、八七二人」に、「五六九人」を「五八五人」に、「五〇、〇八九人」を「五〇、四五七人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一月から施行する。

農林省設置法の一部を改正する法律案

案農林省設置法の一部改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二 委託に基づき、林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を行なうこと。

第十七条中「食糧研究所」を「食糧ウイルス研究所」に改める。

第二十七条第二項の表中「門司市」を「北九州市」に改める。

第三十一条第二項の表中「八岳

馬鈴薯原産種農場」を「長野県」を

八岳馬鈴薯原産種農場」長野県

雲仙馬鈴薯原産種農場」長崎県」に改める。

第三十四条第一項の表中農山漁村振興対策中央審議会の部を削る。

第四十八条第三号の二及び第三号の三を削る。

第四十九条第二号を次のように改める。

二 主要食糧の輸出入の調整を行なうこと。

第四十九条第三号中「並びに輸入飼料たる麦類の売渡を」と削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 主要食糧の輸出入の許可等に関すること。

四 輸入飼料の買入れ及び売渡しを行なうこと。

第五十条第一号中「主要食糧」を削り、同条第二号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「飲食料品」を「主要食糧の流通及び加工並びに飲食料品」に改め、同号を同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 農産物等、国内産糖（甘味資源特別措置法（昭和三十一年法律第

号）第二号第二項の国内産糖をいう）、国内産ぶどう糖（同条第三項の国内産ぶどう糖をいう）及び沖縄産糖（沖

縄産糖の政府買入れに関する特別措置法（昭和三十一年法律第

号）第四項の沖縄産糖をいう）の買入れ及び売渡しに関すること。

第五十条第五号を削り、同条第六号中「第四十八条第三号の三に掲げる事務を除く。」を削り、同号を同条第五号とする。

第五十一条第三項中「愛知県」を「東」に改め、同条第四項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

四 農林大臣は、食糧管理講習所の事務を分掌させるため、所要の地に食糧管理講習所の支所を設けることができる。

第六十二条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

第六十七号第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

第六十九号の二第一項中「営林局」を「営林局に、次条に規定するもののほか」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第六十九号の三 営林局の附属機関として、国有林野管理審議会を置く。

2 国有林野管理審議会は、営林局長の諮問に依りて、国有林野の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を営林局長に建議することを目的とする機関とする。

3 国有林野管理審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第七十五号の次に次の一条を加える。

（特別な職）

第七十五号の二 水産庁に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第八十一条中「日光養魚場」を削る。

第八十三条を次のように改める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十五号第二項及び第二十七号第二項の改正規定は公布の日から、第二十七号の改正規定及び第二十二号の三の次に一条を加える改正規定

区分		員
本省	食糧庁	三〇、二八五人
	林野庁	二八、九三〇人
	水産庁	一、〇七六人
	合計	六二、〇九四人

は公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 食糧庁及び林野庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

食糧庁	昭和三十九年四月一日から同年六月三十日まで	
	上欄	下欄
林野庁	昭和三十九年四月一日から同年九月三十日まで	一人

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び経済協力部」を「国際経済部及び経済協力部」を、企業局に産業立地部に改める。

第八条第三項中「第七号」を削り、「第三号」の下に「第七号」を加え、「国際協力」を「経済協力」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国際経済部においては、第一項第六号の二に掲げる事務並びに同項第二号に掲げる事務のうち多数国間の協定又は取極に関するごと、同項第三号及び第十号に掲げ

る事務のうち通商経済上の国際協力に関すること並びに同項第七号に掲げる事務であつて経済協力部の所掌に属するもの以外のものに関することをつかさどる。

七の二 通商産業省の所掌事務に、消費の合理化及び一般消費者の利益の保護に関する事務を総括すること。

2 産業立地部においては、前項第七号及び第十二号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十五条第一項の表中「産業構造調査会」を「産業構造に関する基本問題調査会」に改め、産業構造に関する重要事項を調査審議すること。

「産業構造調査会」を「産業構造に関する基本問題調査会」に改め、産業構造に関する重要事項を調査審議すること。

と。に改め、産業合理化審議会及び電気事業審議会の項を削る。

第二十七条第九号の次に次の三号を加える。

九の二 工業用地、工業用水その他の産業立地に関すること。

九の三 工業用水道に関すること。

九の四 所掌に係る事業の工場排水の規制その他の産業公害の防止に関すること。

第五十条第一項の表中「一一、五七六人」を「一一、六六八人」に、「二〇、五八人」を「二〇、三二五人」に、「二六三人」を「二六七人」に、

「二二、九四四人」を「二三、一五〇人」に改める。

附則第四項中「産業構造調査会、産業地域振興審議会及び電気事業審議会」を「昭和三十九年三月三十一日」を「産業地域振興審議会は昭和四十一年十一月十二日」に改める。

附則 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「港湾建設局等（第四十六条）第五十条の二」を「港湾建設局（第四十六条）第五十条」に改める。

「第二十九号第二項」を削る。

「第二十九号第二項」を削る。

「第二十九号第二項」を削る。

「第二十九号第二項」を削る。

「第二十九号第二項」を削る。

「第二十九号第二項」を削る。

「第二十九号第二項」を削る。

「第三、一九七人」を「三、五六一人」に改める。

附則 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三号第十四号中「海岸堤防」を

「海岸」に、「助成」を「助成及び監督」に改める。

第四条第四項及び第七項中「及び地区」を「地区及び街区」に改める。

第六条中「建設研究所」を「建設大学校」に改める。

第九号の二（見出しを含む）中「建設研究所」を「建設大学校」に改め、同条第一項中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第十二条各号を次のように改める。

一 国土計画及び地方計画に関する調査及び立案のための業務に関すること。

二 建設業者の登録に関すること。

三 建設業者の発注及び改善の助長並びに建設業者の監督に関すること。

四 不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験の実施に関する事務並びに不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び不動産鑑定業者の登録及び監督に関すること。

五 都市計画及び都市計画事業の決定の案の作成その他当該決定に関する事務に関すること。

六 都市計画事業その他都市施設に関する事業の実施、助成及び監督に関する事務（助成に関する事務には、補助金等の配分に関する事務を含む。以下次号から第十七号までに規定する助成に関する事務について同じ。）。

七 土地区画整理事業の実施、助成及び監督に関すること。

八 河川、水流及び水面の利用、改良、維持、修繕その他の管理

の実施、助成及び監督に関する
こと。

九 砂防工事その他の砂防に關する
管理の実施、助成及び監督に
關すること。

十 地すべり防止工事その他の地
すべりの防止及びばた山の崩壊
防止に關する管理の実施、助成
及び監督に關すること。

十一 海岸保全施設に關する工事
その他の海岸の保全に關する管
理の実施、助成及び監督に關す
ること。

十二 洪水予報及び水防警報の実
施並びに水防に關する助成及び
監督に關すること。

十三 道路の新設、改築、維持、
修繕その他の管理の実施、助成
及び監督に關すること。

十四 河川、道路、砂防設備及び
海岸の災害復旧事業の実施、助
成及び監督に關すること。

十五 公営住宅及び共同施設の建
設、補修、管理及び処分の助成
及び監督に關すること。

十六 住宅地区改良事業並びに改
良住宅の管理及び処分の助成及
び監督に關すること。

十七 防災建築街区造成事業の助
成及び監督に關すること。

十八 防災建築街区造成組合に關
すること。

十九 市町村の区域ごとの公営住
宅建設三箇年計画に關すること。
と。

二十 建築主事の資格検定及び一
級建築士試験の実施に關する事
務に關すること。

二十一 一級建築士の免許に關す
ること。

二十二 国費の支弁に屬する建築
物の営繕及びその附帯施設の建
設に關すること。

二十三 関係国家机关に対して官
公庁施設の建設等に關する法律
の施行に關して必要な報告又は
資料の提出を求めること並びに
国家机关の建築物及びその附帯
施設の保全に關する実地につい
ての指導に關すること。

二十四 水資源開発公団法第二十
四条の規定による特定施設の操
作に關する指揮に關すること。

二十五 道路整備特別措置法に基
づく工事の検査に關すること。

二十六 建設工事用機械の貸付け
に關すること。

二十七 道路の交通量の調査その
他所管行政の実施のため必要な
調査に關すること。

二十八 所管行政に關する監察事
務に關すること。

二十九 公共団体等の委託に基づ
き、建設工事、建設工事の設計
及び建設工事の工事管理並びに
建設工事用機械の修理及び運轉
を行なうこと。

三十 前号に掲げるもののほか、
委託に基づき、建設省の所管に
係る建設工事の施行に伴い必要
を生じた工事及び建設省の所管
又は助成に係る建設工事の施行
と工事施行上密接な関連のある
建設工事を行なうこと。

三十一 委託に基づき、他の事務
に支障のない範囲内で、建設省
の行なう営繕工事に使用する建

築資材について特別な試験を行
なうこと。

第十三条第二項を次のように改め
る。

2 北陸地方建設局及び四国地方建
設局においては、前条の規定にか
かわらず、同条第二十二号、第二
十三号及び第三十一号に掲げる事
務並びに同条第二十九号及び第三
十号に掲げる事務のうち営繕工事
に係る事務は、分掌しないものと
する。

第十三条第三項中「第一号の三及
び第二号の三に掲げる事務並びに同
条第二号及び第二十二号に掲げる事
務」を「第二十二号、第二十三号及び
第三十一号に掲げる事務並びに同条
第二十九号及び第三十号に掲げる事
務」に改め、同条第四項中「工事」を
「工事、維持その他の管理」に改
める。

第十四条第一項中「左の五部及び
一室」を「次の六部」に、「河川部」を
「計画管理部」に改め、「企画室」を削
り、同項ただし書を次のように改め
る。

ただし、北陸地方建設局及び四
国地方建設局には用地部及び営繕
部を、中国地方建設局には用地部
を置かない。

第二十二条を次のように改める。

第二十二條 公共用地審議會は、第
十條第一項に規定する事項のほか、
昭和四十年三月三十一日まで
の間に限り、建設大臣の諮問に応
じて公共用地の取得に伴う公共補
償の基準に關する重要事項を調査
審議し、又は当該事項について建

設大臣に意見を述べることができ
る。

附則
この法律は、公布の日から起算し
て一月をこえない範囲内において政
令で定める日から施行する。ただ
し、第三條、第四條、第六條、第九
條の二、第十四條第一項ただし書及
び第二十二條の改正規定は、昭和三
十九年四月一日から施行する。

自治省設置法の一部を改正する法
律案
自治省設置法の一部を改正する
法律
自治省設置法（昭和二十七年法律
第二百六十一号）の一部を次のよう
に改正する。

第四條第一項第二十二号中「臨時
地方特別交付金を含む。以下同じ。」
を削る。

第二十三條の五を削り、第二十三
條の六を第二十三條の五とし、同條
の次に次の一條を加える。

（地方公営企業制度調査会）
第二十三條の六 自治省に、自治大
臣の諮問に応じ、地方公営企業制度
に關する重要事項を調査審議するた
め、地方公営企業制度調査会を置
く。

2 地方公営企業制度調査会の所掌
事務、組織、委員の任命その他の
事項については、政令で定める。

第二十六條の表中「三六二人」を
「三七四人」に、「二三四人」を「二三
七人」に、「四九六人」を「五一一人」
に改める。

附則第六項を次のように改める。

6 第二十三條の六に規定する地方

公営企業制度調査会は、昭和四十
一年三月三十一日まで置かれるも
のとする。

附則
この法律は、昭和三十九年四月一
日から施行する。ただし、第二十六
條の改正規定は、同年七月一日から
施行する。

文部省設置法の一部を改正する法
律案
文部省設置法の一部を改正する
法律
文部省設置法（昭和二十四年法律
第四百十六号）の一部を次のように
改正する。

第三十一條の表中「八五、八七三
人」を「八九、八〇〇人」に、「八三、
六七五人」を「八七、五二六人」に、
「五九二人」を「五四四人」に、「八六、
四六五人」を「九〇、三四四人」に改
める。

附則
この法律は、昭和三十九年四月一
日から施行する。

印刷者 大蔵省印刷局